

リスク時代を切り拓く ビジネススキル&マネジメント情報誌

Business Risk Management

2007

9

September

第1特集

売れる!! デザインの法則

第2特集

“実行力”の身につけ方 ～行動科学マネジメント入門～

【好評連載】

ケースで学ぶコーチング

“できる子ちゃん”と“困ったちゃん”

ミドルマネジャーのための教養講座

ブルー・オーシャン戦略②

コンサルタントの現場から

“考える社員”をつくるには



医療・介護リスク Q&A



訪問介護事業者の大手3社が東京都から業務改善勧告を受け、最大手のコムスンは事業所の指定取消しとなった件で、介護業界には事業のリスクマネジメント上必要なさまざまな改善が行なわれています。では、どのような点に注意して事業改善を行えばよいでしょうか？



指定取消しリスクという観点で見てみましょう。

指定取消し処分を防ぐ上で、自社の訪問介護サービスを見直すポイントは、大きく分けて人員面、介護報酬請求、そして文書や記録の整備になります。

人員面では、人員上の運営基準違反が大きなポイントです。架空の介護職員がいないかどうか、そして指定を受ける際に申請した職員が現在も働いているのかどうか、という点に注意します。

実際に人員が確保されていても、勤務実態を示す書類と現在実際に登録されている職員が一致するかどうか、という書類や記録上の証拠を出さなければなりませんから、もし書類や記録がない場合には早急に整備する必要があります。

介護報酬請求では、多くのポイントがありますから詳しくは介護保険法の特に改定となった部分をよく読んでいただきたいところですが、よくあるケースを紹介しておきます。

不正請求が多く見られるのは、居宅介護支援事業所の「特定事業所集中減算」と、訪問介護における「訪問介護

介護事業所の指定取消しリスク

を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする」という点でしょう。

特定事業所集中減算は、6ヶ月間の居宅サービスのうち、訪問介護サービス等で特定の事業所の割合が90%を超えている場合には報酬が減算されるというものです。

どちらも原則であって、例外はあります。

「訪問介護の時間間隔を2時間以上あける」については、利用者の心身の状況によっては2時間未満の間隔で介護が必要な場合もあり得ますが、ケアプランの上で明確な理由づけが必要です。いずれにしても報酬の請求ルールに基づいた請求をしなければ、不正請求とみなされますから注意が必要です。

文書や記録類については「介護サービス情報の公表制度」にある項目を網羅することが必要ですが、よく見落と

されがちなのが、訪問介護事業において「サービス担当責任者が月に1回以上利用者の居宅を訪問した際の記録」と「月に1回以上ケアマネジャーに報告をした際の記録」です。

どちらも1年間分（12ヶ月分）保存する必要がありますから、記録していない事業所では記録を整備する必要があります。

この他、特定事業所加算の届出を行なっている場合には必要書類を必ずチェックする必要があります。

これらのことばは悪意があったかどうかは基本的に関係なく、「介護保険法を詳しく知らなかった」とか「今まで誰からも指摘を受けなかった」といったことは言い訳になりませんので注意しなければなりません。

PROFILE

株式会社フォーサイツコンサルティング/代表取締役社長

浅野 瞳 Makoto Asano

丸井・ブルデン・シャル生命を経て、コンサルタントとして独立。業務改革、営業戦略、リスクマネジメントを中心に、一般企業から医療法人など、幅広くコンサルティング活動を展開。リスクマネジメント協会理事。

